

---

# Zscaler™ 利用規約

---

(Ver. 1.5)

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

1. KDDI 株式会社（以下「当社」といいます）は、この Zscaler 利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、Zscaler サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。当社が本サービスの円滑な運用を図るために定める本サービスの利用に関する諸規程（サービス提供条件説明書、マニュアル、資料等を含み、名称の如何を問わない。以下、あわせて「諸規約」といいます）は、本規約の一部を構成します。
2. 本契約者は、本サービスを利用するに当たり、利用契約者に別途、Zscaler, Inc（以下「Zscaler 社」といいます）との間で、Zscaler 社の定める「End User Subscription Agreement」（以下「EUSA」といいます）に基づく契約を締結させる必要があります。また、利用契約者がいない場合は、本契約者が EUSA を締結する必要があります。当社は Zscaler 社が認定するリセールパートナーであり、本契約者の責任において利用契約者が本サービスを利用する場合、利用契約者がその内容に同意の上、Zscaler 社と EUSA を締結している必要があります。

### 第2条（本契約の変更）

当社は、本規約、本サービスの仕様、利用料金等のサービス内容について、Zscaler 社の EUSA に基づき必要に応じて提供条件等を変更することができるものとします。その場合には、本サービスの提供条件は、変更後の本規約に準じるものとし、利用料金に関しては、新規契約、契約満了に伴う更新契約、オプション等の追加契約時に変更が適用されるものとします。当社は変更後の規約およびその効力発生時期を、所定のウェブサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

### 第3条（用語の定義）

本規約において使用する用語は以下のことを意味します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が Zscaler 社からの許諾に基づき「Zscaler」の名称で販売するサービスであり、Zscaler 社が提供するクラウド型ウェブセキュリティサービス（以下「Zscaler クラウドサービス」といいます）、および Zscaler クラウドサービスに付帯して当社が提供する日本語サポートサービス等の総称をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、利用契約者と Zscaler 社との EUSA 締結を前提に、利用契約者が本サービスの提供を受けるために本契約者と利用契約者の間で締結する契約をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づき当社と本契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (4) 「本契約者」とは、当社と本契約を締結している者をいいます。
- (5) 「利用契約者」とは、本契約者と利用契約を締結している者をいいます。
- (6) 「管理者」とは、利用契約者もしくは利用契約者から委託された本契約者で、当社より管理者アカウントを付与されサービスを管理、モニタリングする者をいいます。
- (7) 「利用者」とは、管理者および管理者が本サービスの利用を認めた従業員等をいいます。
- (8) 「管理者アカウント」とは、利用契約者もしくは本契約者に付与するアカウントのうち管理者権限を持つアカウントのことであり、利用契約者もしくは利用契約者から委託された本契約者が管理するアカウントをいいます。
- (9) 「アカウント」とは Zscaler 社の EUSA および本契約に基づき付与する本サービスの利用権をいいます。
- (10) 「本サービス取扱所」とは、本サービスの販売および契約を行う当社の事業所をいいます。
- (11) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

### 第4条（規約の範囲）

1. 本規約は本契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用されるものとします。
2. Zscaler クラウドサービスには EUSA が適用されます。

## 第2章 本サービスの内容および料金

### 第1条 (本サービスの内容)

1. Zscaler クラウドサービスは、管理者が、Zscaler 社の管理する Zscaler 管理ポータル画面にネットワークを通じてアクセスし、利用設定を行うことにより、利用者に対し、管理者の設定したネットワークを通じて Zscaler サービスノードにアクセスし、Zscaler クラウドサービスを管理、利用することができるようにするものです。
2. Zscaler クラウドサービスの範囲およびその機能・仕様は、Zscaler 社の定める EUSA に記載のとおりとなります。
3. Zscaler クラウドサービスに付帯して当社が提供する日本語サポートの内容および範囲は、Zscaler 日本語サポートサービス仕様書に準じます。
4. 本契約者は、本サービスの利用に際し、本規約の内容を遵守するものとし、自らの責任において利用契約者に対しても本規約の内容を遵守させるものとします。
5. 本サービスの役務提供者は当社となります。Zscaler クラウドサービスの維持、運営母体は、Zscaler 社となります。また当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

### 第2条 (本サービスの対象外の事項)

以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、本契約者は、自らの責任と負担において行うものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービスを利用するために必要なコンピューター端末（ホストパソコンを含みます）、通信機器、通信回線、その他ネットワーク設備（本サービスを利用するために必要なコンピューター端末に直接または間接的に接続される一切を指し、以下、あわせて「通信機器等」といいます）の準備・保持・管理
- (2) 通信機器等を利用する際のインターネットへの接続料および通信料の負担
- (3) 以下の各事由による本サービスの中断・障害からの復旧
  - a. 通信機器等の不具合・故障
  - b. 利用者の不適切な使用、その他利用者または第三者の責に帰すべき事由
  - c. 停電、火災、地震等の本契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由
- (4) 前三号の他、諸規約で当社の責任と明記されていない事項

### 第3条 (本サービスの利用申込)

1. 本契約者は、本サービスの利用申込（以下「本申込」といいます）をするときは、当社指定の様式で必要事項を書面にて申告するものとします。また、申告した内容に変更が生じた場合も同様に書面にて申告するものとします。
2. 本契約の契約期間は、別に取り決めがない限りは契約開始日から36カ月が経過することとなる月の末日までとなります。
3. 本契約の契約ライセンス数は、本契約ごとに、Zscaler Internet Access においては、250を下限値とし、Zscaler Private Access においては、200を下限値とします。それぞれ下限値を下回る本申込、下限値を下回る契約ライセンス数への変更はできないものとし、実際に利用されている数が下限値を下回る場合であっても、契約ライセンス数は下限値の数とみなすものとします。
4. 本契約が満了する日（以下「満了日」といいます）の60日前までに、当社から本契約者に対し本サービスに関わる新たな条件を提示いたします。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。本契約者は満了日の30日前までにこれに承諾する旨の書面による意思表示を行った場合に限り、新たな条件にて満了日の翌日（以下「更新日」といいます）から契約期間が更新されます。なお、Zscaler 社の事由にて、提供期間が変更となる場合にはそれに準じることとなります。
5. 第2項の本申込に対し当社が承諾することにより、本契約者との間に本契約が成立するものとします。ただし、当社は、次に掲げる事項に該当する場合にはその本申込を承諾しない場合があります。

- (1) 当社所定の本申込の手続きに従わない場合
  - (2) その本契約者名義および利用契約者名義が日本法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます）でない場合
  - (3) 当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすおそれがある場合または本サービスの提供が業務上もしくは技術上の理由から問題が生じるおそれがあると当社が判断する場合
  - (4) 本申込の内容に虚偽が含まれ、または不備があった場合
  - (5) 利用に関わる第3章（本契約者および利用契約者の責任）の規定に違反するおそれがある場合
  - (6) 本契約者が本規約に同意しない場合
  - (7) 利用契約者が Zscaler 社と EUSA を締結しない場合
  - (8) その他当社が不適当と判断した場合
6. 当社は、本契約者から要求があったときは、以下の各号の場合を除いて、料金表に規定するところにより、本契約者に対し、オプション機能を提供するものとします。
- (1) オプション機能の提供を請求した本契約者が、料金表に定めるオプション機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - (2) 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合
  - (3) 本規約もしくは当社の定める提供条件説明書（以下、あわせて「本規約等」といいます）に違反し、または違反するおそれがある場合
  - (4) その他オプション機能に関する当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
7. 本契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができません。

#### 第4条（契約の解除）

1. 本契約者は、本契約を解除する場合は、その 35 日前までに、当社が定める所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に通知するものとします。
2. 利用契約者と Zscaler 社との間の EUSA が理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約者との利用契約に関する本契約も同時に終了するものとします。
3. 当社は、本契約者および利用契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立て、その他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本契約を解除します。
4. 当社は、第7条（サービスの利用中止および停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者および利用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。
5. 当社は、本契約者および利用契約者が第3章第2条（本契約者および利用契約者の禁止行為）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
6. 当社は、第5項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
7. 当社は、当社または本契約者および利用契約者の責めによらない理由により本サービスの提供ができなくなった場合（Zscaler クラウドサービスの提供に関わる当社と Zscaler 社またはその代理店との間の契約の終了による場合を含みます）は、その本サービスに関わる提供条件を変更し、または本契約の解除を行います。ただし、本サービスについて、本契約者から本契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
8. Zscaler 社もしくは当社が、本契約者および利用契約者の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなくなったときは、その本契約の解除を行うことができるとともに、損害を被った場合は、本契約者に当該の損害の賠償を請求できるものとします。
9. 当社は、第3条（本サービスの利用申込）の規定により現在提供中の本サービスについて、本契約の解除をする場合は、あらかじめ、本契約者に通知し、実施します。
10. 本契約者は、Zscaler 社もしくは当社の故意または重大な過失に基づく場合を除き、本契約を解除する場合には、本契約の契約期間（第3条第4項による更新後の契約期間を含みます）

の満了までの残存期間に関わる料金等その他の債務の全額を一括で当社に支払わなければならない、かかる全額の支払完了をもって本契約が終了するものとします。

- 1.1. 当社は、本契約者がその本契約を解除し、または当社がその本契約を解除した場合は、本契約者から当該本契約に関わるオプション機能を廃止する通知があったものとして取り扱います。

#### 第5条（契約内容の変更）

1. 本契約者は、本申込において当社に届け出た内容の変更（第3項に定めるアカウントの廃止を除きます）を行うときは、当社所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に申し出るものとします。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第3条（本サービスの利用申込）の規定に準じて取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、契約期間満了後に契約を更新しない場合はアカウントの廃止を実施するものとします。
4. 本契約者は、オプション機能を廃止しようとする場合は、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に通知するものとします。

#### 第6条（その他の契約条件）

1. 本契約者は、相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出るものとします。
2. 前項の場合において地位を承継した者が2人以上あるときは、本契約者は、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、第2項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 第7条（サービスの利用中止および停止）

1. 当社は、以下の各号の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。  
なお、本条の「中止」とは、Zscaler クラウドサービスに関する当社からのサブスクリプション提供の中止をいい、本条の「利用停止」とは、Zscaler クラウドサービスの一時利用停止をいいます。  
（1）当社または Zscaler 社等の本サービスに関する設備の保守上やむを得ない場合  
（2）サービスの内容の変更や制限等により、提供を中止する場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。  
（1）料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わない場合  
（2）本契約者がその本サービスまたは当社と契約を締結している他のサービスの利用において、第3章（本契約者および利用契約者の責任）の規定に違反したと当社が認めた場合  
（3）本契約者が当社と契約を締結している他のサービスまたは締結していた他のサービスに関わる料金その他の債務（その契約により支払いを要することになったもの）について、支払期日を経過してもなお支払わない場合  
（4）前号の他、本規約等の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合
4. 当社は、本契約者が、本契約において、前項の規定に違反したときは、6カ月以内で当社が定める期間、その全ての本契約に関わる本サービスの利用を停止することがあります。
5. 当社が、前項の規定により本サービスの利用停止をする場合には、あらかじめ、その理由、利用停止をする日および期間を本契約者に通知します。ただし、第3項第2号もしくは第4号ま

たは第4項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第8条（本サービスの利用料金）

1. 当社が提供する本サービスに関わる料金は、料金表に定めるところにより、本申込に際して当社が提示し、本契約者が承認した見積書に定める内容のとおりとします。
2. 第3条の定めにとらえず、契約更新時にご提供可能な契約内容および条件は、Zscaler社のEUSAに基づき変更になる場合があります。契約更新時における提供可能なライセンス内容や提供機能・提供条件、ライセンス構成が変更となる場合があります、同一内容での契約更新においても更新時の提供価格を保証するものではありません。契約更新時点でお客さまに最適な契約内容を都度お見積りいたします。
3. 本サービスの利用開始日が暦月の初日である場合を除き、本サービスの利用開始日の属する月の月額料金は無料とします。
4. 本契約が理由の如何を問わず暦月の途中で終了した場合、当該月の月額料金については日割計算を行わず、全額の支払いを要するものとします。
5. 初期費用は原則として月額料金の初回請求時に請求します。

#### 第9条（利用料金の請求および支払）

1. 本契約者は、その本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（オプション機能については、その提供を開始した日）から満了日まで、当社が提供する本サービスの態様に応じて、料金の支払いを要請いたします。
2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、当該利用停止等が当社の故意または重大な過失に基づくものでない限り、本契約者が引き続きその義務を負うものとします。
3. 料金の計算方法および支払方法は、見積書および申込書に定めるところに従うものとします。
4. 本契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に指定する期日までに支払うものとします。
5. 本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に指定する期日までに支払うものとします。

### 第3章 本契約者および利用契約者の責任

#### 第1条 (アカウントの管理責任)

1. 利用契約者から委託された場合を含め、本契約者は、当社が管理者に対して発行するアカウントおよびパスワード等（以下、あわせて「アカウント情報」といいます）を自己の責任において管理するものとし、アカウント情報の漏えい、使用上の誤りまたは第三者（利用契約者を含みます）による不正使用等により損害が生じた場合、一切の責任を負うものとし、利用契約者自らアカウント情報を管理する場合には、本契約者は利用契約者に対しアカウント情報を自己の責任において管理させるものとし、アカウント情報の漏えい、使用上の誤りまたは第三者（利用契約者を含みます）による不正使用等により損害が生じたときには、利用契約者ととともに一切の責任を負うものとし、
2. 当社は、本契約者もしくは利用契約者以外の者や利用契約者が権限を与えていない者がアカウントを使用した場合であっても、本契約者もしくは利用契約者による使用とみなして取り扱うものとし、当社の故意または重大な過失に基づく場合を除き、かかる不正使用等により本契約者および利用契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、
3. 本契約者は、アカウント情報の漏えい、使用上の誤りまたは第三者（利用者を含みます）による不正使用等により当社または Zscaler 社の設備等を忘失し、または毀損したときは、当社の責めに基づく場合を除き、当社が別に指定する期日までに、その補充、修繕等に必要な費用を支払うものとし、
4. 本契約者は、契約内容に変更が生じた場合、第2章第5条（契約内容の変更）に基づき、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出るものとし、
5. 本契約者は、本契約者が前項の届出を怠ったことにより、または事実と異なる届出を行ったことにより、当社が本契約者に宛てて送付した書面が不到達または延着となった場合においても、通常その到達すべき時にその本契約者に到達したものとして取り扱うことに同意するものとし、

#### 第2条 (本契約者および利用契約者の禁止行為)

本契約者は、以下の各号に該当し、または該当するおそれのある行為をしてはならないものとし、また、利用契約者およびその利用者をして、同様の行為を行わせてはならないものとし、

- (1) 本サービスまたは Zscaler 社の Zscaler クラウドサービスに関する設備に妨害を与える行為、その他本サービスもしくは Zscaler クラウドサービスまたはそれらの運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為。
- (2) 当社および Zscaler 社の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為
- (3) 当社および Zscaler 社の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (4) 他者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を誘発し、もしくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻もしくは児童ポルノまたは児童虐待等、児童または青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (10) 当社の提供するサービスに対して不当に情報を改ざん、または不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてセキュア通信接続サービスサービスを利用する行為
- (12) 当社の同意を得ずに広告、宣伝または勧誘の文書等を記載し、または掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、またはそのおそれのある文書等を送信し、記載し、または掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令または本規約に違反する行為
- (16) 本規約または諸規約によって認められていない目的、用途、方法で本サービスを利用し、ま

たは利用させる行為

2. 当社は、前項の定め違反するおそれのある場合、その他当社の業務上必要がある場合は、本契約者および利用契約者の情報を確認することができるものとします。
3. 当社は、本契約者もしくは利用契約者が第1項の定め違反したと判断した場合、または、Zscaler 社から当該本契約者もしくは利用契約者の行為が第1項に定める行為に該当すると判断された場合、本契約者に対してその是正をするよう通知するものとし、本契約者が通知後30日以内には是正しない場合、当社は、当該利用契約者にかかる本契約を解約することができます。

### 第3条（本サービスの利用に関する責任）

1. 当社は、Zscaler 社が定める EUSA に別段の定めがある場合を除き、Zscaler クラウドサービスの提供に付きいかなる保証も行わないものとします。
2. 本契約者は、利用契約者が本サービスを利用することができなくなった場合、利用契約者が自ら提供する設備に故障等のないことを確認のうえ、Zscaler 社に修理の要請をさせるものとします。
3. 本契約者は、利用契約者による本サービスに関わるサービスに付随する問い合わせを、Zscaler 社が定める Zscaler 管理ポータルからの問合せ窓口から行わせるものとします。
4. Zscaler 社の故意または重大な過失に帰すべき理由により Zscaler クラウドサービスが全く利用できない状態（Zscaler 社の設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）にある場合でも、当社は、EUSA に別段の定めがある場合または当社の故意または重大な過失により本サービスが全く利用できない状態となった場合を除き、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、本規約等の変更により、本契約者および利用契約者に関わる設備等の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その改造または変更等に要する費用については負担しません。
6. 天災地変、事故その他当社の支配を超える不可抗力の事由によって、本規約の不履行または遅延が生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。
7. 本契約者は、日本国外における本サービスの利用について、Zscaler 社が EUSA にて規定する禁輸国（キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、ウクライナのクリミア自治共和国が含まれますが、これに限定されない）または禁輸国となった他の国もしくは地域からのアクセス、およびサービスで提供されるツールを使用しないこととし、利用契約者に使用させないものとします。
8. 当社および Zscaler 社は、日本国外における本サービスの利用について、各国の法規制、条例、インターネットプロバイダーによる規制等への回答、および Zscaler サービスまでの接続性を保証しないものとします。本契約者および利用契約者は、自ら法規制、条例への準拠の確認、およびインターネットプロバイダーを通じての正常動作確認を要するものとします。
9. 本契約者および利用契約者は、欧州経済領域 (European Economic Area (EEA)) 内で本サービスを利用する場合、以下の URL を参照の上、Zscaler 社が準備する GDPR (General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)) に準拠するための、DPA および SCC の雛形を利用するものとします。また、欧州圏での本サービスの利用に関する問い合わせについて、当社は内容に関する可否判断をしないものとし、本契約者および利用契約者の法務関係部署（弁護士等）にて確認するものとします。

Zscaler の GDPR への対応：<https://www.zscaler.com/gdpr>



## 第4章 その他

### 第1条（管理者の業務）

1. 本契約者は、本サービスの利用に関して、管理者を選定するものとします。また、利用契約者に、管理者を選定させるものとします。
2. 前項に定める管理者は、以下の各号に定める事項を行うものとします。
  - (1) 本サービスに関する本契約者および利用契約者間の通知の授受および必要な協議等を実行すること。
  - (2) 本サービスの適切な利用を図るため、利用契約者の社内における関係者および利用者に必要な指示等を与える（本規約の内容を周知徹底することを含みます）こと。
  - (3) 本サービスに関する利用者からの問合せ、請求等があった場合の対応を行うこと。
  - (4) 本サービスの適切な運用を図るため、自社の施設・設備等の整備に努めること。
  - (5) 前各号の他、本契約者および利用契約者間で別途合意する事項を遵守すること。
3. 本契約者ならびに利用契約者および管理者は、利用者的一切の行為について直接責任を負うものとし、管理ポータル環境、エージェントソフト等 Zscaler で提供されるツールについて利用者による当社の合意していない状況下での設定変更、Zscaler クラウドサービスの提供範囲外の施設・設備の利用につき、一切の責任を負うものとします。

### 第2条（Zscaler 社への通知、および通知の受領）

1. 当社は、Zscaler 社から要請があったときは、本契約者、利用契約者または本サービスに関する管理者その他の者（以下、あわせて「本契約者等」といいます）の氏名および住所等を Zscaler 社に通知することがあります。
2. 当社は、料金の適用に当たり必要があるときは、Zscaler 社から、本契約者等の課金対象ライセンス数その他料金を適用するために必要な情報の通知を受けることがあります。

### 第3条（秘密保持）

1. 本契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密（利用契約の内容等を含み、以下「秘密情報」といいます）を、本サービスの利用、本契約および利用契約の履行のために必要な範囲でのみ使用するものとし、当社の承諾なしに秘密情報を知る必要のある利用契約者および利用者以外のいかなる第三者に対しても公表し、または漏えいしないものとします。ただし、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、当社に対し書面により通知のうえ、法令の定めに従い、必要な範囲で当該秘密情報を開示することができるものとします。
2. 以下の各号の情報は本条の秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 既に公知の情報および開示後本契約者の責めによらず公知となった情報
  - (2) 本契約の履行により知り得た以前から保有していた情報
  - (3) 本契約の履行により知り得た情報に依存せず独自に開発・発見した情報
  - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとします。
4. 当社が本サービス提供の範囲上知りえた本契約者および利用契約者の情報は、本契約者および利用契約者との書面による事前の同意がない限り本サービス提供を履行するための関係者以外の第三者、従業員または代理人にそれらの情報を開示いたしません。

### 第4条（個人情報の取り扱いについて）

当社は本サービスの提供により収集した利用契約者の情報等の個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

### 第5条（知的所有権の帰属）

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ハードウェア、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関わる著作権、産業財産権、知的財産権その他一切の権利は、Zscaler 社もしくは、当社、およびライセンサーまたはその他の正当な権利者に帰属しており、本契約者

に譲渡するものではなく、また、本規約に定める場合を除き、本契約者に対し使用許諾等するものではありません。

#### 第6条（当社による本サービスの一時停止および契約の解除）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に催告等することなくして、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または本契約を解除できるものとします。なお、本条の「一時停止」には、Zscaler 管理ポータル画面へのログインの停止その他管理者の操作範囲の制限を含むものとします。
  - （1）本契約者について、自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合または租税滞納処分を受けた場合、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合または清算に入った場合、解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
  - （2）本契約者が本サービスの運営を妨害しましたは当社もしくは第三者の名誉信用を毀損した場合
  - （3）本契約締結後に第3章第2条1項のいずれかの事項に該当することが判明した場合
  - （4）本契約者が監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けた場合
  - （5）本契約者に本規約等に違反する事態が生じ、当社がかかる違反の是正を催告した後、30日以内に是正されない場合
  - （6）本契約者に、本規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
  - （7）本契約者が警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者であることが明らかになった場合
  - （8）当社が本サービスを提供するために、ライセンサー（Zscaler 社およびその一次代理店を含みます）との間で締結している契約が終了した場合
  - （9）本契約者が、営利目的の有無を問わず、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に貸与、譲渡、担保設定等した場合
  - （10）その他本規約等の規定に本契約者が違反した場合
2. 本契約者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に催告等することなくして、本契約を解除できるものとします。
  - （1）当社について、自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合または租税滞納処分を受けた場合、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合または清算に入った場合、解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
  - （2）当社が監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けた場合
  - （3）当社に本規約等に違反する事態が生じ、本契約者がかかる違反の是正を催告した後、30日以内に是正されない場合
  - （4）当社に、本規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
  - （5）当社が警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者反社会的活動を行う団体もしくはそれらと関連のある団体であることが明らかになった場合
3. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、本契約者に対し事前に（緊急の場合は事後に）通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとします。
  - （1）本サービスの保守点検等の作業を定期的にはまたは緊急に行う場合
  - （2）本サービスに故障等が生じた場合
  - （3）停電、火災、地震その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
  - （4）前各号の他、本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
4. 天災地変その他の不可抗力により、本サービスの全部もしくは一部が滅失または破損し、

本サービスの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を本契約者に通知して本契約を解約することができるものとします。

5. 当社は、理由の如何を問わず、本契約者に対して35日以上前に通知することにより、本サービスの全部を廃止し本契約を解約することができるものとします。ただし、この35日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。
6. 本条により本サービスが一時停止し、または本契約が解約された場合でも、本規約に特別の定めがある場合を除き、当社は、本契約者その他いかなる第三者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。

#### 第7条（本サービス終了時の処理）

1. 本契約が期間満了、解約または解除により終了した場合、本契約者は、本サービスを利用契約者に一切使用させることができなくなるものとし、当社から提供された一切の物品（諸規約を含みます）およびソフトウェアを直ちに当社に返還するかまたは当社の指示に従って廃棄するものとします。
2. 本契約が終了した場合、終了日を経過してもなお本サービスに登録されているデータ等は全て当社の判断において削除できるものとします。

#### 第8条（損害賠償）

1. 本契約者および利用契約者が、本規約の違反により当社に損害を与えた場合、本契約者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。
2. 本契約者および利用契約者が本サービスの利用により第三者（利用者を含みます）に対し損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、本契約者は、当社に故意または重過失があるときを除き、自己の責任でこれを解決し、または利用契約者に解決させるものし、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社は、本規約に別段の定めがある場合および当社に故意または重過失がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、本契約者その他いかなる者に対しても、本サービスの不具合・故障、第三者による本サービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。
4. 当社は、本契約者および利用契約者が本サービスの利用中に、マルウェア感染等セキュリティ事故を生じた場合、その原因が本サービスである場合においてのみ、その補償はEUSAにて規定されているSLA（以下「Zscaler SLA」といいます）で明記された補償に従って対応いたします。
5. 当社が本契約により賠償責任を負う総額は、当社の故意または重大な過失に起因して生じた場合および別途本契約者と当社の間で個別に契約を締結している場合を除き、損害発生の直接の原因となった月額料金の12カ月分に相当する額を上限とします。

#### 第9条（不保証）

1. 本サービスは、Zscaler SLAにて規定しているとおり、冗長構成・利用を前提にしているサービスであり、核施設での運用、航空機誘導または途絶やダウンタイムの許容されないミッションクリティカルな通信システム、航空管制、直接的な救命装置、軍事システム等の危機的環境その他死亡、障害その他の重大な身体的損害を生じさせ得る環境において使用されることを意図したものではありません。当社は、かかる使用に対するいかなる保証も行わないものとします。
2. Zscaler社による保証は、Zscaler SLAに定める内容に限られるものとし、Zscalerクラウドサービスにおいて利用されるインターネット環境に関する保証については、そのインターネット回線を提供する通信事業者の定める保証・提供条件に従うものとします。

#### 第10条（権利義務の譲渡制限）

本契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に貸与し、譲渡し、または担保の用に供すること等を行うことができないものとします。

第11条（紛争の解決）

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本サービスの提供または利用に当たり、法令に別段の定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

附 則

（実施時期）

本規約は、2021年10月7日から実施します。